

高齢者等を狙う悪質商法

高齢者等を狙う悪質商法にご注意

●高齢者等に多い消費者トラブル

業者が家を訪問し「家を無料で点検する」と言ってお金を取った後、「このままでは家が壊れる」と不安をあおって住宅リフォームを契約させるなどの「点検商法」と呼ばれるもの。相談の多い商品としては、床下換気扇や屋根工事、配水管、布団などがある。一見親身に話を聞いたりするなど親切心を装ったり、強引な手口を使ったりするなどして、高齢者や判断能力の衰えた人などを狙うことが多い。

●予防と対策

- ★不審と感じたり、不要と思ったりしたときは、きっぱりと断る。
- ★契約する場合は、家族の人に相談し契約内容を十分確認すること。
- ★契約後8日間であれば、クーリング・オフ（無条件解約）ができる。
- ★家族など身近な人は、高齢者の家に不自然なものがないかなど気を配り、また、判断能力が不十分な高齢者であれば、成年後見制度などの利用も考えること。
- ★被害に遭ったと思ったら、すぐに市役所担当課・地方局県民生活課または警察などに相談しましょう。

【消費生活に関する相談窓口】

市役所商工観光課	☎ 24 - 2111 (内線 535)
長浜支所企画商工課	☎ 52 - 1111 (内線 38)
脇川支所総務商工課	☎ 34 - 2311 (内線 211)
河辺支所総務商工課	☎ 39 - 2111 (内線 122)
八幡浜地方局消費生活相談窓口	☎ 0894 - 24 - 3700

暴力だけが虐待ではありません!

今年4月1日から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、高齢者虐待防止法)が施行されました。

○高齢者虐待にはどんなものがあるの?

この法律では、高齢者虐待を「養護者(高齢者を養護している家族)」と「養介護施設従事者等」による、次のような行為と定めています。

①身体的虐待

・高齢者の身体に外傷が生じるか、生じるおそれのある(殴る・蹴る・つねる等)暴力行為を加えること。

②心理的虐待

・著しい暴言や拒絶的な対応(無視する)など、高齢者に心理的外傷を与える言動を行うこと

③性的虐待

・本人が同意していない、性的な行為やその強要。排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する等。

④経済的虐待

・生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。本人の自宅等を無断で売却する。年金や預貯金を本人の意思、利益に反して利用する等。

⑤介護の放棄・放任(ネグレクト)

・必要な介護・医療サービスを受けさせない。水分や食事を十分に与えない、ゴミや排泄物の放置等劣悪な室内環境で生活をさせる、身体を清潔にさせない等。

「養介護施設従事者等」による高齢者虐待の定義も①～⑤と同じです。

○高齢者虐待はどのように起こるの?

高齢者虐待は様々な要因が複雑にからまって起きるものと考えられ、多くの場合、その家族も困難を抱え、支援を必要としています。

①家族

・介護疲れ、疾病や障害、介護に関する知識不足、生活苦など。

②高齢者

・認知症による言動の混乱、身体的機能の低下、疾病や障害など。

③人間関係など

・これまでの人間関係における折り合いの悪さ、親の加齢や認知症により家庭内における精神的・経済的な関係のバランスが崩れることなど。

④社会環境など

・希薄な近隣関係や社会からの孤立、他の家族や周囲の人々の介護に対する無関心、老老介護・単身介護の増加、介護サービス等の不足・不適応など。

☆高齢者虐待を予防するために

高齢者虐待を防ぐためには、家族が高齢者の介護に悩んだり、負担を感じたりしたときに、早めに相談し、必要な支援を受けることが大切です。

このような虐待を受けていたり、発見した場合はご相談ください。

【相談窓口】

市役所高齢福祉課・基幹型在宅介護支援センター

☎ 24 2 1 1 1

(内線 177・176・175)

【受付時間】

月～金
午前8時30分～午後5時

「こんにちは！知事です」傍聴者募集

愛媛県では、知事が地域に出かけ、地域住民と気軽に意見交換を行い、地域の意見・要望を把握し、可能なものから県政に反映させていくため、次のとおり「こんにちは！知事です」を開催します。

県政の最重要課題である「**財政構造改革**」について、知事が地域の皆様に直接、お話しします。

傍聴される方を募集しますので、ぜひ、ご参加ください。

日時 10月12日(木) 午後2時～午後4時

会場 リジェール大洲 レインボーホール

定員 50人(先着順)

申込方法 10月4日(水)までに郵便、電話、FAX、電子メールで住所、氏名、電話番号を記入し、申し込んでください。

申込先 八幡浜地方局総務調整課

〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37

☎0894-22-4111(内線209)

FAX0894-22-0900

電子メール yaw-somucyosei@pref.ehime.jp

大事な契約や遺言などは公正証書に

10月1～7日は「公正週間」

公正役場をご存知ですか？公正役場では、当事者の依頼により、金銭の貸借、不動産の売買・賃貸、損害賠償や慰謝料の支払いなど各種の契約書(公正証書)を作成しています。公正証書には、判決書と同様に、差押えや取立ての効力があります。遺言書も公正役場で作成しておくこと、家庭裁判所の検認という手続きを受けることなく効力が認められます。そのほか、会社の設立のための定款や私署証書の認証、確定日付の付与などの事務を行っています。

法律行為の確実を期すためには、公正証書を作成したり、認証を受けることをお勧めします。

公正役場では、いつでも公正証書についての法律相談を行っており、相談は無料です。

〔問い合わせ先〕

松山合同公正役場(松山市二番町1-11-5)

☎089-941-3871

八幡浜公正役場(八幡浜市広瀬1-7-6)

☎0894-22-2070

所得の申告は必ずしましょう！

「税」の豆知識 一国保税の軽減制度

どのような軽減制度があるの？

国民健康保険税は、前月号でお知らせしたとおり、所得割・資産割・均等割・平等割で構成されています。このうち、均等割・平等割については、7割・5割・2割の軽減制度があります。

これらの軽減制度は、軽減判定所得金額が一定の基準を超えない世帯について適用されます。しかし、7割・5割軽減が自動的に適用されるのに対し、2割軽減は、**市の指定した期限までに申請書を提出**(市より案内)し、**適当と認められないと適用されません**。

なお、未申告世帯には、これらの軽減制度の適用がありません。所得の申告は、所得の有無にかかわらず必ずしましょう。

軽減の基準はどのようになっているの？

軽減判定の基準は、下表のとおりとなっています。

区分	軽減判定所得金額
7割軽減	330,000円
5割軽減	330,000円 + 245,000円 × 被保険者数(世帯主を除く)
2割軽減	330,000円 + 350,000円 × 被保険者数(擬制世帯主を除く)

※ 軽減判定所得金額とは、世帯主(擬制世帯主を含む)及びその他の被保険者の総所得金額、分離課税の譲渡所得金額(特別控除前)、山林所得金額及び株式等に係る譲渡所得等の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額をいいます。

※ 擬制世帯主とは、国保被保険者でない世帯主をいい、国保の世帯主として国保税の納税義務者となります。

問い合わせ先

市役所税務課市民税係 ☎24-2111(内線131)

大洲青少年交流の家フェスティバル

～新たな出会い・発見があなたを待っている！～

大洲青少年交流の家フェスティバルが、今年も開催されます。

①愛媛県警音楽隊による演奏・大洲少年少女合唱団・大洲高校吹奏楽部・大洲南中吹奏楽部によるパフォーマンスコーナー ②華道・陶芸・写真等作品展示コーナー ③スポーツクライミング・ユニカール・陶芸等の体験コーナー ④梅川まんじゅう・野菜・花苗等の即売コーナー等、今年も多彩な催しがあります。

また、第10回大洲市科学体験フェスティバルも同時開催されます。

日時 10月21日(土) 午前10時～午後4時

〔問い合わせ先〕

国立大洲青少年交流の家 ☎24-5175